

## 自転車の交通安全等の促進に関する協定書

株式会社オージーケーカブト（以下「甲」という。）、神奈川県（以下「乙」という。）及び神奈川県警察（以下「丙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙（以下「三者」という。）が連携及び協力し、自転車乗車用ヘルメットの着用促進をはじめとした交通安全に関わる情報提供や交通安全教育などの各種取組を通じ、県民等の日常生活における安全と安心の向上に資することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項（以下「協力事項」という。）を連携及び協力して実施するものとし、実施時期、実施方法その他具体的な事項については、三者が協議して決定する。

- （1）自転車乗車用ヘルメットの着用促進に関する事項
- （2）「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知に関する事項
- （3）交通安全教育の取組に関する事項
- （4）交通安全事業に資するデータ等の提供に関する事項
- （5）その他交通安全全般に関する事項

### （守秘義務）

第3条 三者は、協力事項の検討・実施により知った他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者に開示・漏洩又は本協定書に定める以外の目的のために使用してはならない。

### （協定の有効期限）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、三者のいずれからも終了の意思表示がないときは、本協定は同一条件により1年間有効期限を延長するものとし、以後も同様とする。

### （協定の見直し及び解除）

第5条 三者が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、三者で協議の上、三者の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義などの決定)

第6条 本協定に定めのない事項は、三者が協議の上別途定める。また、三者間で本協定の解釈などについて疑義等が生じた場合は、三者が誠意を持って協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、三者それぞれ記名押印の上、各1通を所有する。

令和8年3月9日

大阪府東大阪市長田西6丁目3-4

株式会社オージーケーカブト  
代表取締役社長 木村 弘紀

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県くらし安全防災局長 三浦 昌弘

神奈川県横浜市中区海岸通2-4

神奈川県警察交通部長 加藤 雅道